

各務原市集会場の建設及び管理に関する要綱

(平成18年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市集会場設置条例（平成16年条例第43号）に規定する防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）による補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を充当して設置する集会場の建設及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象地域)

第2条 集会場を建設することが可能な地域は、次の条件をすべて満たす地域とする。

ただし、補助金等の交付決定その他市の財政事情を考慮して決定するものとする。

(1) 自治会単位で、当該地域内の住民登録台帳による世帯数が250世帯以上の地域であること。

(2) 法第4条に規定する第一種区域内にあること。ただし、防衛省が実施する騒音測定調査の結果、集会場の建設予定地が1級又は2級工事の対象区域内であると認められた場合は、この限りでない。

(3) 集会場の建設を要望する地域内に、次に掲げる集会場が設置されていないこと。

ア 既に補助金等を充当して建設された学習等供用施設、コミュニティ供用施設等の集会場

イ その他要望する集会場と同規模程度の集会場

(4) 集会場の完成後は、自治会において地方自治法（昭和22年法律第92号）第244条の2第3項に規定する指定管理者としてその適正な維持管理を行う能力があり、かつ、そのことを自治会が確約できること。

(5) 集会場の建設が自治会の総意に基づくものであること。

(施設規模)

第3条 集会場の施設規模は、当該対象地域の世帯数に応じて次の表のとおりとし、基準面積の1割を超えない範囲とする。

種別	世帯数	基準面積
2種	250～350	120㎡
3種	351～600	310㎡
4種	601～	500㎡

(用地の確保)

第4条 集会場の用地は、自治会が確保するものとし、市が無償で集会場の用地として

使用できる土地とする。

(建設の費用負担)

第5条 集会場の建設に係る費用の負担区分は、おおむね次のとおりとする。

負担区分	種 別	例 示
市負担	本体工事	建築工事 電気、空調設備、給排水衛生設備の各工事で 建物に付随した工事
自治会負 担	付帯工事	解体工事 作り付け家具等、雑工事に類する工事
	造成工事	盛土、切土、擁壁等、施設建設を行うための 用地工事
	外構工事	フェンス、側溝、門扉、舗装、外灯、散水栓 等、建物に付随しない工事
	その他	地質調査、水道負担金、初度調弁費等

(維持管理の費用負担)

第6条 集会場の維持管理に係る費用の負担区分は、おおむね次のとおりとする。ただし、市が負担する修繕工事については、市が調査の結果、予算の範囲内で必要と認め
たものに限る。

負担区分	種 別	例 示
市負担	建物本体に係る修繕 工事	屋上防水、外壁改修等
	建物に付随する修繕 工事	電気、空調設備、給排水衛生設備等
	火災保険の適用を受 ける修繕工事	
	その他	火災保険料
自治会負 担	維持管理	光熱水費等
	軽易な修繕工事	建具、調度品、消耗品等の修繕、取替え等(畳、 ガラス、カーテン等)

2 既設の集会場で浄化槽から下水道に切り替える場合の下水道接続工事費用及び下水
道負担金は、市が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 各務原市集会場設置に関する要綱(平成4年1月16日決裁)及び各務原市集会場
設置に関する要綱に係る運用基準(平成4年1月16日決裁)は、廃止する。

附 則（平成21年4月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年7月17日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。